



写真提供：全日写連福島支部

1

福島県水道整備基本構想 の改定に当たって

- 1 水道整備基本構想の改定経緯
- 2 構想の性格と役割
- 3 水道のめざすべき方向と基本理念
- 4 めざすべき水道システムを構築するために
- 5 目標とする年度

第1章 福島県水道整備基本構想の改定に当たって

1 水道整備基本構想の改定経緯

「福島県水道整備基本構想」は、県内の水道整備について県の基本的な考え方を示すために、昭和52年度に策定され、平成5年度に改定（昭和56年度一部改定）されて現在に至っています。福島県では、平成12年度に福島県新長期総合計画「うつくしま21」や福島県水資源総合計画「うつくしま水プラン」が相次いで策定され、これら上位計画と水需要量推計値等の整合を図るために、「福島県水道整備基本構想」を改定することとし、平成16年度から策定調査に着手してきました。

一方、国では、平成13年には広域化を推進する方向での水道法の改正、平成15年には水質基準の見直し等に関する改正などが行われ、平成16年6月には「水道ビジョン」が策定されました。

「水道ビジョン」では、これまでの広域化政策を構築し直した「新たな広域化」や未規制小規模施設の把握など、水道行政の新たな視点が展開され、平成16年度以降、厚生労働省においては、そのフォローアップのための各種検討会等が精力的に活動を行っています。本県も、「新たな水道広域化推進事業調査委員会」の一員として、施策検討に加わってきました。

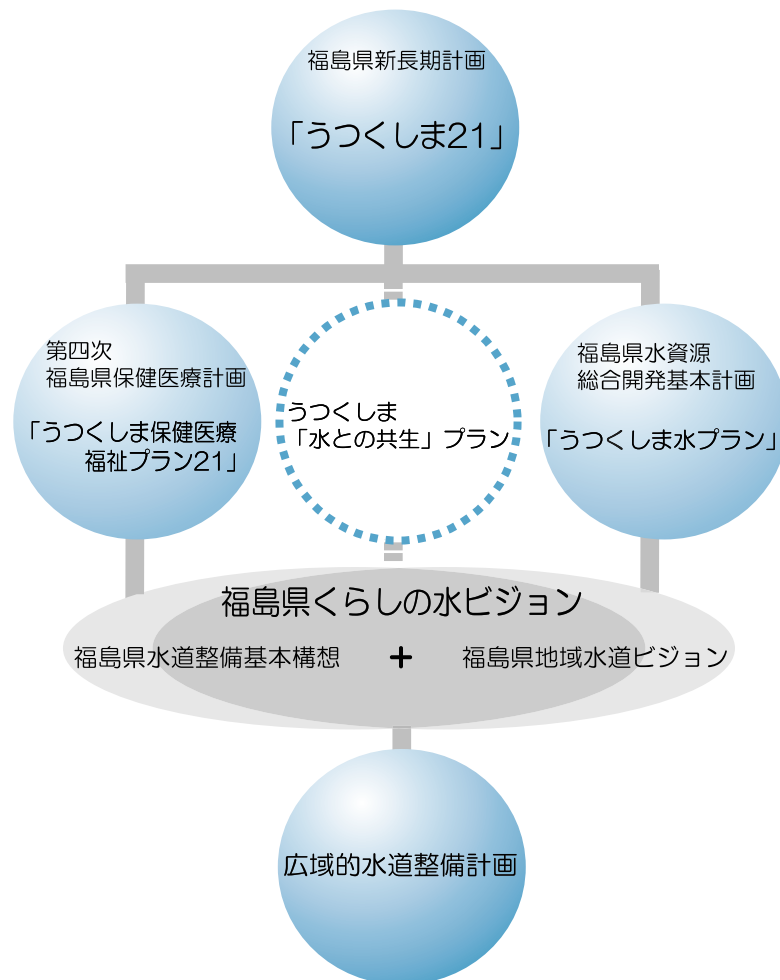
基本構想改定の経緯



「水道ビジョン」は現在の水道が抱える課題を真摯に見つめ、水道事業及び水道行政の今後のあるべき姿や方向性を示し、課題解決への困難な道のりに灯りをともすものですが、その具体化には水道法第5条の2に規定する「広域的水道整備計画」や、関連する「水道整備基本構想」の位置付けを含め、平成19年度を目途に現制度の新たな整理・検討が行われる予定です。さらに、国は平成17年10月、各水道事業者や市町村、県等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」を策定することを勧め、「地域水道ビジョン作成の手引き」を公表しました。

今回、平成16年度から実施した策定調査の結果を踏まえて、福島県水道整備基本構想として、また、福島県地域水道ビジョンとして「福島県水道整備基本構想2005『福島県くらしの水ビジョン』」を策定いたしました。本構想は、策定調査で明らかになった福島県の現状と課題を、福島県がどのように考え、具体的な取組みに発展させているかについて記載すると共に、県内の多くの水道事業が抱える課題を抽出することにより、県内水道事業者による、それぞれの「地域水道ビジョン」作成に役立てることを目的としたものです。

福島県における水道関係プラン体系



2 構想の性格と役割

本構想は、本県が考える水道整備の青写真です。これまで、県内の水道は個別の事業者がそれぞれの整備を進めてきましたが、社会経済情勢や人口減少社会に直面して、種々の課題が顕在化してきました。これらの課題に立ち向かうためには、地域の連携や利用者との関係性の構築など、新たな視点による施策が必要です。そして、そこで県がどのような役割を果たすことが可能なのか、本構想はできる限り具体的に述べたものです。

水道事業者の皆さんに対しては、これからの水道事業が抱えるであろう課題を踏まえて、ここで示した施策や考え方に、理解と協力を求め、これからの水道事業にとって、必要とされる取組みへの積極的な参加を望むものです。

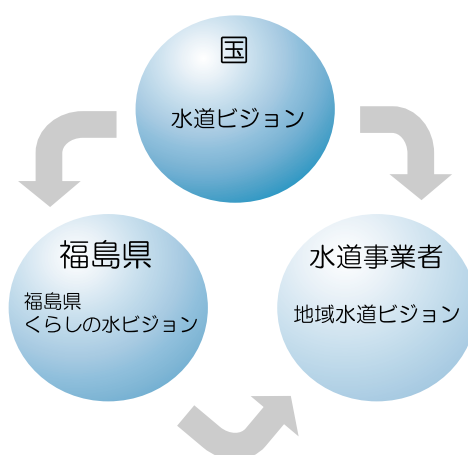
また、国は各水道事業者あるいは市町村単位で、それぞれの将来計画を盛り込んだ「地域水道ビジョン」を作成するよう推奨していますが、本構想は、各市町村が「地域水道ビジョン」を作成する際の基本的な考え方として反映されることを期待します。

さらに、これまでの「水道整備基本構想」では、水道未普及地域については特に言及してきませんでした。しかし、水道未普及地域を近い将来、水道を布設する地域と考えるか、当面、水道未普及地域として維持していくかを含めて、未普及地域の衛生問題は考慮されなくてはなりません。本構想は、水道未普及地域を抱える市町村が、県との連携の基に、効果的な未普及地域対策を行うための指針となることを期待しています。

そして、一人一人の県民には、水道を利用する立場において、あるいは未普及地域で自己水源を利用する立場において、そのシステムを持続させるための果たさなくてはならない役割があると考えています。県民の一人一人が、その立場ごとに、飲料水というライフラインを支えるためにどのような役割が期待されるかを述べました。

県は、地域における水道事業がこうあって欲しいという思いを込めて、「水道整備基本構想2005『福島県くらしの水ビジョン』」を作りました。地域の水道事業者や市町村、そして水道や自己水源を利用する県民の皆さんがこれを指針として活用してくださることを期待します。

水道ビジョンの位置付け



3 水道のめざすべき方向と基本理念

県民の日々のくらしは、安全な水の安定的な供給によって支えられます。安全な水を安定して供給するためには、水質や水処理に係る専門的な技術力が必要ですし、その技術力は安定的な事業経営によって担保されます。

しかし、平成16年度に実施した策定調査において、県内の水道事業は比較的良好な水源に恵まれ、現状においては安全な水が供給されているものの、小規模の事業者が多く、管理水準を確保するための技術的基盤が脆弱なこと、さらに、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が、十分に構築されていない現状が把握されました。

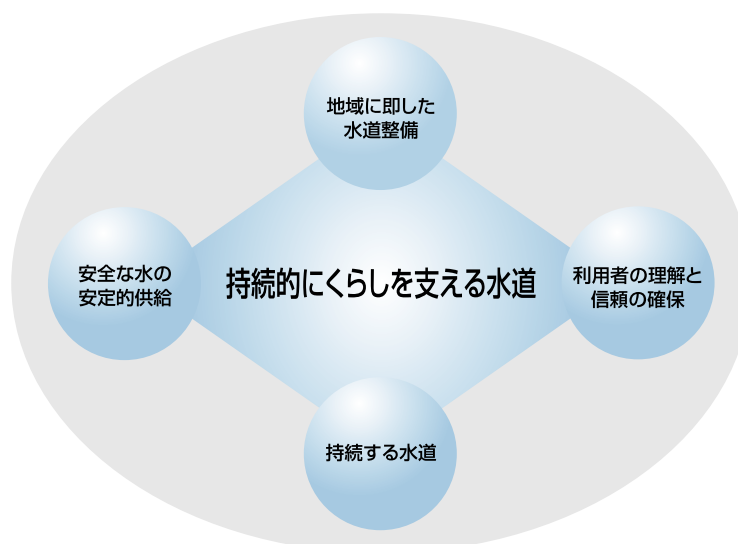
県民が安心して生活していくためには、ライフラインである水道システムが、将来にわたって持続的であることが大切です。そこで、水道のめざすべき方向を、次のように考えました。

持続的にくらしを支える水道

そして、4つの基本理念を位置付けました。

- 地域に育まれた地域の水を地域で生かしていくこと（地域に即した水道整備）。
- 適切な管理によって安全性が確認された水がどんなときでも供給されること（安全な水の安定的供給）。
- 将来にわたって変わらずに供給され続けること（持続する水道）。
- 利用者が安心して水を使い、共に支えること（利用者の理解と信頼の確保）。

水道のめざすべき方向と4つの基本理念

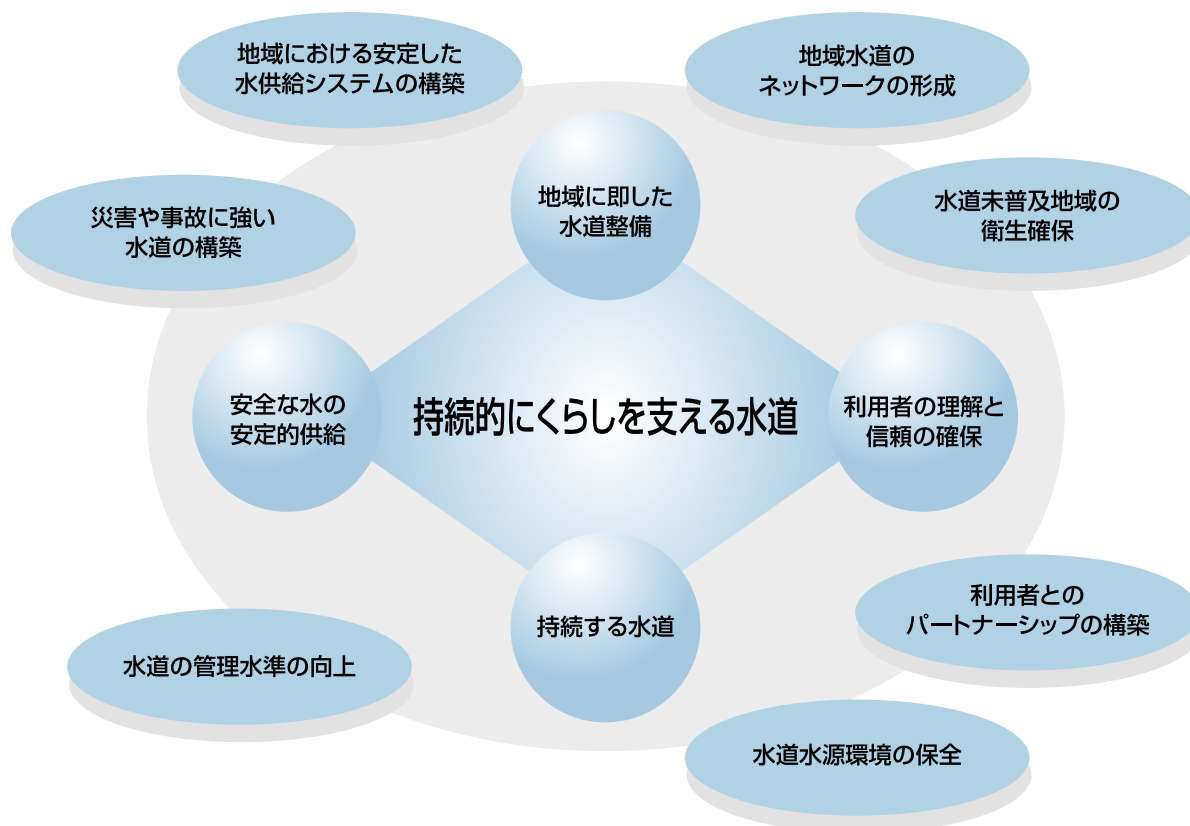


4 めざすべき水道システムを構築するために

「持続的に暮らしを支える水道」を実現するために必要なことを、水道整備の7つの基本方針として次のように決めました。

- ① 地域における安定した水供給システムの構築
- ② 水道未普及地域の衛生確保
- ③ 水道の管理水準の向上
- ④ 災害や事故に強い水道の構築
- ⑤ 地域水道のネットワークの形成
- ⑥ 水道水源環境の保全
- ⑦ 利用者とのパートナーシップの構築

水道整備の7つの基本方針



5 目標とする年度

構想の目標期間については、水道事業が長期的な計画の基に施設整備・更新を行う形態をとることを考慮するとともに、各水道事業者による「地域水道ビジョン」の策定について平成20年頃までを目途とし、目標期間を10年程度として作成するよう示されていることから、同程度の期間を設定することとし、平成17年度から15年、目標年度を平成31年度とします。ただし、福島県新長期総合計画「うつくしま21」の目標年度が平成22年度であり、危機管理対策や水道水の安全確保のための施策については、早急な対応が必要なことから、平成22年度を中間目標年度として、危機管理対策等の早期推進を図るとともに、構想の総点検を行います。

また、国の制度検討の動向により、平成20年度あるいは状況の変化に応じて再整理を行い、必要に応じ一部改定を行うことも検討します。